

## 適切な向精神薬使用の推進

骨子【I-2-(4)】

### 第1 基本的な考え方

諸外国と比べて我が国の向精神薬の処方剤数が多く、課題となっていることを踏まえ、適切な向精神薬の処方を推進する観点から、必要な見直しを行う。

### 第2 具体的な内容

1. 非定型抗精神病薬の適切な投薬を推進する観点から、精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、精神療養病棟入院料の非定型抗精神病薬加算のうち、剤数制限のない非定型抗精神病薬加算2を削除する。

現 行	改定案
【精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、精神療養病棟入院料】	【精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、精神療養病棟入院料】
イ 非定型抗精神病薬加算1（2種類以下の場合） 15点	<u>非定型抗精神病薬加算（2種類以下の場合）</u> 15点
ロ 非定型抗精神病薬加算2（イ以外の場合） 10点	<u>（削除）</u>

2. 適切な向精神薬の投薬を推進する観点から、通院・在宅精神療法、精神科継続外来支援・指導料及び心身医学療法について、抗不安薬、睡眠薬、抗うつ薬又は抗精神病薬を多剤処方した場合の減算規定を新設する。

現 行	改定案
<p>【通院・在宅精神療法】・ 【心身医学療法】 <u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>【通院・在宅精神療法】・ 【心身医学療法】</p> <p><u>注 当該患者に対して、1回の処方において、〇剤以上の抗不安薬又は〇剤以上の睡眠薬を投与した場合には、所定点数の100分の〇に相当する点数により算定する</u></p> <p><u>注 当該患者に対して、1回の処方において、〇剤以上の抗うつ薬を投与した場合には、所定点数の100分の〇に相当する点数により算定する。</u></p> <p><u>注 当該患者に対して、1回の処方において、〇剤以上の抗精神病薬を投与した場合には、所定点数の100分の〇に相当する点数により算定する。</u></p>
<p>【精神科継続外来支援・指導料】 <u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>【精神科継続外来支援・指導料】</p> <p><u>注 当該患者に対して、1回の処方において、〇剤以上の抗うつ薬を投与した場合には、所定点数の100分の〇に相当する点数により算定する。</u></p> <p><u>注 当該患者に対して、1回の処方において、〇剤以上の抗精神病薬を投与した場合には所定点数の100分の〇に相当する点数により算定する。</u></p>

※ 向精神薬の多剤処方による減算規定の除外要件については、現在調整中。

[経過措置]

向精神薬の多剤処方にかかる見直しについては、減薬に必要な期間を設けるため、平成〇年〇月〇日より導入する。